2018年4月に施行される改正宅地建物取引業法に基づく

# 建物状況調査

2018年4月から 既存住宅売買時に 建物状況調査の 説明が必須と なります

### についてのご案内

宅地建物取引業法(以下「宅建業法」といいます。)の一部を改正する法律が2018年4月に施行され、既存住宅の取引において建物状況調査の活用が促されます。ここでは宅建業法改正のポイントおよび建物状況調査の概要をご案内します。

## 1. 宅建業法改正のポイント

#### ① 媒介契約締結時

宅建業者が建物状況調査を実施する事業者の あっせんの可否を示し、媒介依頼者の意向に応じて あっせん

宅建業者が建物状況調査を実施する 事業者をあっせんすることにより、 建物状況調査の存在を知るきっかけとなり、 建物状況調査が普及していくと 予想されます



建物状況調査を 実施する事業者を あっせんできます!

#### ② 重要事項説明時

宅建業者が建物状況調査結果を買主に対して説明

建物状況調査の結果については必ず 買主の知るところとなり、建物の状況に 応じた公平な取引が促されます



この物件の 建物状況調査の 結果を説明します

## ③ 売買契約締結時

基礎、外壁等の現況を売主・買主が相互に確認し、 その内容を宅建業者から売主・買主に書面で交付

売主と買主が建物の状況について合意できた内容を書面に残すためトラブルの防止につながります



買主

## 2.だれが調査するのか

国土交通省の登録を受けた講習機関の講習を受講し修了した建築士(既存住宅状況調査技術者)が実施します。



## 3.主な調査項目と流れ

建物状況調査とは、既存住宅の基礎、外壁等の部位毎に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の有無を目視・計測等により 調査するものです。調査対象部位は構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分です。 なお、オプション調査として給排水管路等を調査対象に含む場合があります。

#### (1) 建物の外部を確認します

- ■コンクリート部分のクラック等を確認
- ■外壁のシーリング材やひび割れを確認
- ■屋根や軒裏を見える範囲で確認(戸建住宅)
- ■バルコニーの状況を確認
- ■コンクリートの非破壊検査を実施(条件に応じて実施)

#### (2) 建物の内部を確認します

- ■室内の壁、天井等の雨漏り跡を確認
- ■1階床下点検口、各階天井点検口内の確認 (戸建住宅)
- ■床、柱等で著しい傾斜の有無を確認

#### (3) [オプション]給排水管路等を確認します

■水栓より水やお湯を流し、給水管、給湯管、排水管に 水漏れ、詰り、逆流、あふれが無いか確認













## 4. 売買契約における重要事項説明

売買契約に先立ち実施する重要事項説明では、1年以内に実施した建物状況調査について宅建業者が購入希望者に対して書面をもって 建物状況調査の結果の概要を説明しなくてはなりません。また、実施した建物状況調査については、調査の内容を詳しく記録した報告書が 提供されます。

#### 新サービスのお知らせ(2018年4月~)

住宅あんしん保証は、あんしん住宅既存住宅売買瑕疵保険または あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険(仲介事業者コース)の 保険引受けにおける現場検査と同時に、オプションサービス(有料) として建物状況調査を実施いたします。調査終了後は「建物状況 調査の結果の概要」と「建物状況調査報告書」を発行いたします。 「建物状況調査の結果の概要」は、上記4の売買契約における重要 事項説明の対象となります。

※建物状況調査(オプション)の申込みは保険契約申込み時に あわせて行ってください。



建物状況調査の結果の概要



建物状況調査報告書

本ご案内は建物状況調査の概要についてご説明したものです。あんしん既存住宅売買瑕疵保険、あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険の申込みにあたっての詳細は別途 パンフレット等をご確認ください。なお、ご不明な点等ございましたら、弊社にお問い合わせください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

#### 株式会社住宅あんしん保証

- · · · · · 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テプコビル 6 階 不動産事業部

TEL.03-6824-9440 FAX.03-3562-8031

ホームページ https://www.j-anshin.co.jp/

お問い合わせは